

令和五年六月一日(号外第百十六号)総務省告示第百二十号(無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件(昭和三十七年郵政省告示第百六十一号)の一部を改正する件)
(原稿誤り)

四七 一五下線 傍線

四七ページ改正後欄一行目から八行目までは次のとおりの誤り。

「一〇三 略」

四 設備規則第五十四条第二号から第二号の三まで及び第四号に規定する技術基準に係る簡易無線局にあつては、無線局運用規則第十四条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十三条第二項及び第三項、第二十六条、第二十九条第二項、第三十条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第二百二十七条、第二百二十八条の三第一項、第二百二十七条の四並びに第二百二十八条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該設備に適合した方法により呼出し若しくは応答又は通報その他の事項の送信を行うことができる。

「五〇九 略」

同ページ改正前欄一行目から八行目までは次のとおりの誤り。

「一〇三 同上」

四 設備規則第五十四条第二号及び第四号に規定する技術基準に係る簡易無線局にあつては、無線局運用規則第十四条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十三条第二項及び第三項、第二十六条、第二十九条第二項、第三十条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第二百二十七条、第二百二十七条の三第一項、第二百二十七条の四並びに第二百二十八条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該設備に適合した方法により呼出し若しくは応答又は通報その他の事項の送信を行うことができる。

「五〇九 同上」